平成２４年（フ）第７９号
山口県防府市大字田島2355番地
債務者　岡田　敦子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
和歌山県海南市下津町丸田33―７　照美荘２Ｆ－Ｆ号、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東422番地
債務者　井田　喬明
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５号
和歌山市木ノ本424番地の25
債務者　寺崎　　正
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６２号
和歌山市有家78番地　マカロニほうれん荘２階２－７号
債務者　林　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７２号
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮208番地４
債務者　野口　容子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８６号
和歌山市太田45番地の７
債務者　寺内美知子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９９号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖575番地２
債務者　松園こずえ（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東616番地の６
債務者　園田　　綾（旧姓友淵）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１１号
和歌山市有本318番地の７
債務者　清水　孝彦
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１２号
和歌山市有本318番地の７
債務者　清水　廣子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１４号
和歌山市榎原242番地の５
債務者　西山　里香
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２２号
和歌山県岩出市安上324番地の34
債務者　奥本　直美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
熊本県荒尾市樺2309番地３
債務者　段ノ上藤一郎
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４３号
熊本県玉名市石貫907番地１
債務者　田中　明美（旧姓園）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４６号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1277番地13
債務者　樋口　浩二
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１８３号
和歌山市園部1165番地の７
債務者　金光弘樹こと　金　　弘樹
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３６０号
大阪府門真市下島町13番24号　中井ハイツ２号
債務者　吉良　　進
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２９２号
埼玉県草加市谷塚町1311―９―201
債務者　太田　博之
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部